

紹介料金（手数料）の返金規定

サービスの種類及び内容	採用者の退職による手数料の返金規定
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】 及び 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	採用者の入職日以後、次に記載する期間内に、採用者と雇用契約が終了した場合、支払われた紹介料金の全部または一部を、下記のとおり、返還するものとする。 但し、雇用者側の都合による解雇、雇用者側の責に帰すべき事由による契約終了、採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他紹介した側の免責が相当を認められる事由の場合はこの限りでない。 尚、紹介料金の返還は、契約終了日から1ヶ月以内に雇用者側から紹介した側に書面により報告し、契約終了に関する事実関係（契約終了理由を含む）を確認できた場合に限る。 (1) 入職日以後1ヶ月未満 で契約終了した場合 100% (2) 入職日以後1ヶ月以上2ヶ月未満 で契約終了した場合 50% (3) 入職日以後2ヶ月以上3ヶ月以内 で契約終了した場合 20%

【許可番号】 13-ユ-313591

アイサポート東京 合同会社

【事業所の名称及び所在地】 東京都国分寺市光町一丁目7番地5